

代理人の方の受け取りが可能な場合について

以下の場合に該当する方は、ご本人が窓口に出向かず、代理人の方が受け取ることが可能です。
ご本人や代理人の方の本人確認書類など必要な持ち物に加え、下記の「必要な書類」をお持ちください。

例	必要な書類
中学生、小学生、未就学児の方	法定代理人が受け取る場合：戸籍謄本（本籍地が沼田市の場合は省略可） 法定代理人以外が受け取る場合：要問合せ
高校生、高専生の方	学生証、在学証明書のうちいずれか
75歳以上の方	不要（交付通知書（はがき）に外出が困難であることを書いてください）
入院されている方	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、病院長が作成する顔写真証明書（※）のうちいずれか
施設に入所されている方	入所証明書類、施設長が作成する顔写真証明書（※）のうちいずれか
障がいをお持ちの方	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証のうちいずれか
要介護・要支援認定者の方	介護保険被保険者証、認定結果通知書、介護支援長等が作成する顔写真証明書（※）のうちいずれか
妊娠中の方	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券のうちいずれか
海外留学されている方	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
成年被後見人の方	登記事項証明書
被保佐人、被補助人の方	登記事項証明書
精神的な病気などの理由により外出が困難な方	利用されている公的支援サービスなどの機関が作成する書類、公的な支援機関長等が作成する顔写真証明書（※）のうちいずれか

※ご本人の写真を貼付していただき、法定代理人・病院長・施設長・介護支援長等・公的な支援機関長等に署名をしていただきます。様式は交付場所にご用意があるほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。